

公 募 要 領

1 事 業 名

健常者と障がい者のスポーツ・レクリエーション活動連携事業

2 事業の趣旨

スポーツ推進委員協議会、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ競技団体、レクリエーション協会、公民館等において、スポーツやレクリエーション活動をツールとした障がい者と健常者の交流を中心とした事業を実施し、その効果について検証を行い、次年度以降のビジョンを明らかにする。

3 事業の内容

- (1) 実施団体が主体となり、地域の関係団体と連携して行う活動を実施する。
- (2) 健常者と障がい者がレクリエーションや運動遊び、スポーツ等、日常的に一緒に活動に親しむことができるように促す活動を実施する。
- (3) 本事業の成果に関する情報発信を行う。
- (4) その他必要とする活動の実施。

4 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 障がい者のスポーツ、レクリエーション活動に関心・意欲が高い団体。
- (2) 規約を有し、かつ、適正な会計処理ができる団体。

5 企画提案書の提出方法等

(1) 企画提案書の送付先

〒690-8502 松江市殿町1番地

島根県教育庁保健体育課 生涯スポーツ振興グループ

TEL 0852-22-5423

FAX 0852-22-6767

E-mail : hotai@pref.shimane.lg.jp

(2) 企画提案書の提出方法

企画提案書を作成し、必要な書類を添付して、提出期限までに郵送または持参すること。

(3) 企画提案書の提出期限

交流事業（長期型）・・・平成30年4月27日（金）

交流事業（短期型）・・・随時

(4) その他

企画提案書等の作成費用については、選定結果に拘わらず提案書等作成者の負担とする。また、提出された企画提案書等については返却しない。

6 事業規模（予算）及び採択数

(1) 交流事業（長期型）

事業規模：200,000円/団体

※長期型とは、年間を通じて活動を実施することを指す。

採 択 数：1団体（予定）

(2) 交流事業（短期型）

事業規模：50,000円／団体 または 100,000円／団体

※短期型で1回のみの実施の場合、50,000円

※短期型で事前・事後の活動等複数回の実施の場合、100,000円

採 択 数：4団体（予定）

7 選定方法等

(1) 選定方法

保健体育課において、提出された企画提案書にて書類選考をする。必要に応じて、事業計画の詳細に関する追加資料の提出を求めることもある。

(2) 審査基準

別途定めた審査基準のとおりとする。

(3) 選定結果の通知

選定終了後、10日以内に全ての提出者に選定結果を連絡する。

(4) 事業計画書の提出

選出された団体は、指定された期日までに事業計画書を提出すること。

8 契約締結

選定の結果、契約予定者と事業計画書を基に契約条件を調整するものとする。なお、契約金額については企画提案書の内容を勘案して決定するものとするので、提出者の提示する金額と必ずしも一致するものではない。また、契約条件等が合致しない場合には契約締結を行わない場合がある。

9 スケジュール（予定）

(1) 交流事業（長期型）

公募締切：平成30年4月27日（金）

審 査：平成30年5月上旬

契約締結：平成30年5月中旬

契約期間：契約締結日から平成31年3月10日まで

(2) 交流事業（短期型）

公募締切：随時

審 査：随時

契約締結：随時

契約期間：契約締結日から平成31年3月10日まで

10 その他

事業実施にあたっては、契約書等を遵守すること。